

## 11月 NEWS

### ① 税制情報

消費税率引き上げと同時に 2020 年 6 月末までの期間限定で始まった「キャッシュレス決済ポイント還元」について税務の点からご紹介します。

まず、「キャッシュレス決済ポイント還元」事業は対象店舗において登録されたキャッシュレス決済でお支払いをすると、最大で 5% のポイント還元を受けられる事業です。



対象となる店舗は左記のマークが目印となり、主な対象キャッシュレス決済手段としては下記のようなものがあります。

- ・クレジットカード
- ・デビットカード
- ・電子マネー（プリペイド）
- ・QR コード

キャッシュレス決済の還元方法には種類があり次のように異なります。

- ・ポイント付与…決済額に応じたポイント又は前払式支払手段（チャージ額）を消費者に付与する方法
- ・即時充当…購買時に、即時購買金額にポイント相当額を充当する方法
- ・引落相殺…利用金額に応じた金額を口座から引き落とす際に、ポイント相当額を引き落とし金額と相殺する方法
- ・口座充当…少なくとも一月以内の期間ごとに口座にポイント相当額を付与（し、その後の決済に充当）する方法

4 つの還元方法のうち、大手コンビニ各社で採用する**即時充当**について触れます。

「購買時に即時購買金額にポイント相当額を充当する」とあるように、一度ポイントが付与され、そのポイントが会計時に使用された形となり、キャッシュレス決済額の減額となっています。

例えば、大手コンビニで税率 10% の商品 A (税込 1,100 円) と税率 8% の商品 B (税込 540 円) をキャッシュレス決済で購入した場合、次のようにレシートに印字されます。

例) 領収証		〇〇店
商品 A		1,100
商品 B		540
合計		1,640
(10%対象		1,100)
( 8%対象		540)
キャッシュレス還元額		32
キャッシュレス還元対象	(1,640)	
◇◇マネー支払		1,608

この領収証を仕訳にすると次のようになると考えられます。

10%〇〇費		現金 (電子マネー等)	1,608
仮払消費税 (10%)	1,000	雑収入 (不課税収入)	32
8%△△費	100		
仮払消費税 (8%)	500		
	40		

即時充当は購入時の支払金額にポイント還元制度のポイント相当額をその場で充当するもので、商品価格の〇%割り引くような値引きをしているわけではありません。よって、上記のようにポイント相当額は雑収入と計上されます。

消費税が軽減税率等も含めて複数請求書等に出てくる、大変煩雑な時期です。ご不明な点は担当者までお尋ねください。

## ② 11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
11月11日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
12月2日	9月決算法人の確定申告
	6月、9月、12月、3月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	3月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万超4,800万円以下の12月・3月・6月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の8・9月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

## ③ スタッフの一言

11月となり、アリオン内のスーパークールビズ期間（5月～10月）が終わり、社内の服装からも秋を感じるようになりました。季節の変わり目は体調を崩しやすく、また今年インフルエンザの流行が早いとの予測もあり、一層の注意が必要かと思えます。年末に向けて少しずつ慌ただしさを増していきますが、日頃からの「手洗い・うがい」そして「十分な睡眠とバランスのよい食事」を心がけていきたいと思っています。どうぞ皆さまもご自愛くださいませ。

担当：稲永